

【 用語の解説 】

●事業所

事業所とは、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービス業の提供が、従業者及び設備を有して継続的に行われていること。

●従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。従って、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事務所から賃金・給与（現物支給を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

雇用者

「有給役員」、「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の合計をいう。

有給役員

有給役員とは、法人・団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常用雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える時期を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上を雇用されている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の時期を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

●開設時期

事業所が現在の場所で始めた年をいう。

●経営組織

個人

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人に含まれる。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社および外国の会社をいう。

ここでいう外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事業所などを登記したものをいう。なお、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

その他

会社以外の法人及び法人以外の団体の合計をいう。

会社以外の法人

会社以外で法人格をもっている団体をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、弁護士法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民年金保険組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、日本放送協会(NHK)、信用金庫、公社・公団等の特殊法人などが含まれる。

法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

●産業分類

本調査で用いる産業分類は、原則として「日本標準産業分類(平成14年3月改訂)」によるが、一部の小分類項目について分割したのも小分類に含めて表章している。

●資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

●収入額(年間)

年間(平成15年4月から平成16年3月まで1年間分)の事業所における全事業所からの収入額(「経費総額」及び「給与支給総額」を差し引く前の事業上の収入額(消費税を含む))をいう。

ただし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、借入金、補助金、土地や建物などを売却して得た収入などの事業外の収入額を除く。

なお、平成16年調査においては、経営組織が個人及び会社についてのみ調査した。

●経費総額(年間)

事業を営むために必要な物品の仕入れに要する費用及び租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、地代・家賃・その他の賃借料、広告宣伝費、修繕費、損害保険料、消耗品費、減価償却費、福利厚生費、接待交際費など、事業に要した費用の総額をいう。

●給与支給総額(年間)

事業所の従業者のうち有給役員を含む雇用者に支払った税込み(所得税、社会保険料などを含む。)の賃金・給与の総額をいう。

【サービス業基本調査で結果を表章している産業分類の主な内容例示】

情報通信業

◆映像・音声・文字情報制作業

○映像・音声・文字情報制作業に附帯するサービス業

・ニュース供給業

新聞社支局（印刷発行を行わないもの）、民間放送局支局（放送設備のないもの）、
日本放送協会通信部・報道室

・その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

映画出演者あっせん業、映画フィルム現像業、レコーディングスタジオ

不動産業

◆不動産賃貸業・管理業

○不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）

貸事務所業、土地賃貸業、貸会議室業

○貸家業、貸間業

住宅賃貸業、マンション賃貸業、貸別荘業、貸間業

○駐車場業

○不動産管理業

ビル管理業、マンション管理業、土地管理業

飲食店、宿泊業

◆一般飲食店

○食堂、レストラン

・一般食堂

大衆食堂、定食屋、ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの）

・日本料理店

天ぷら料理店、とんかつ料理店、沖縄料理店、牛丼店、懐石料理店

・西洋料理店

フランス料理店、ロシア料理店、メキシコ料理店、サラダ専門店、ステーキハウス

・中華料理店

中華料理店、ラーメン店、長崎ちゃんぽん店

・焼肉店（東洋料理のもの）

・その他の食堂、レストラン

韓国料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店

○そば・うどん店

○すし店

○喫茶店

喫茶店、フルーツパーラー、漫画喫茶、珈琲店

○その他の一般飲食店

・ハンバーガー店

・お好み焼店

・他に分類されない一般飲食店

たこ焼屋、ドーナツ店、アイスクリーム店、フライドチキン店、甘味処

◆宿泊業

○旅館、ホテル

旅館、ホテル、ビジネスホテル、モーテル、ペンション、民宿

- 簡易宿所
簡易宿泊所、カプセルホテル、山小屋
- 下宿業
- その他の宿泊業
 - ・会社・団体の宿泊所
共済組合宿泊所、ユースホステル、保養所
 - ・他に分類されない宿泊業
リゾートクラブ、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場

医療、福祉

◆医療業

- 助産・看護業
助産所、看護業、訪問看護ステーション
- 療術業
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、骨接ぎ業、カイロプラクティック療法業
- 医療に附帯するサービス業
 - ・歯科技工所
歯科技工所、歯科技工業
 - ・その他の医療に附帯するサービス業
骨髄バンク、献血ルーム

◆保健衛生

- 健康相談施設
結核健康相談施設、精神保健相談施設、母子健康相談施設
- その他の保健衛生
水質検査業、消毒業

◆社会保険・社会福祉・介護事業

- 社会保険事業団体
健康保険組合、国民年金基金
- 児童福祉事業
 - ・保育所
保育所、託児所
 - ・その他の児童福祉事業
母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館）、肢体不自由児施設
- 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・その他の老人福祉・介護事業
通所・短期入所介護施設、養護老人ホーム、老人福祉センター
- 障害者福祉事業
身体障害者更生施設、知的障害者援護施設、精神障害者生活訓練施設
- その他の社会保険・社会福祉・介護事業
 - ・訪問介護事業
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所
 - ・他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
更生保護施設、社会福祉協議会、共同募金会、心身障害者福祉協会

教育、学習支援業

◆その他の教育、学習支援業

○社会教育

- ・博物館、美術館
- ・動物園、植物園、水族館
- ・その他の社会教育
公民館、図書館、青少年教育施設、社会通信教育

○職業・教育支援施設

職員教育施設・支援業、社員教育委託業、職業能力開発促進センター

○学習塾

学習塾（各種学校でないもの）、予備校（各種学校でないもの）

○教養・技能教授業

- ・音楽教授業
- ・書道教授業
- ・生花・茶道教授業
- ・そろばん教授業
- ・外国語会話教授業
- ・スポーツ・健康教授業（フィットネスクラブを除く）
スイミングスクール、テニス教室、エアロビクス教室、柔道場（教授しているもの）
- ・フィットネスクラブ
フィットネスジム、アスレチッククラブ
- ・その他の教養・技能教授業
将棋教室、料理教室、絵画教室、教養講座、ダンス教室、カルチャー教室（総合的なもの）、和裁教授所、家庭教師派遣業

○他に分類されない教育、学習支援業

料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、理容・美容学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（各種学校でないもの）

複合サービス事業

◆協同組合（他に分類されないもの）

○農林水産業協同組合（他に分類されないもの）

農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合

○事業協同組合（他に分類されないもの）

クリーニング協同組合（各種の事業を行うもの）、商店街協同組合（各種の事業を行うもの）

サービス業（他に分類されないもの）

◆専門サービス業（他に分類されないもの）

○法律事務所、特許事務所

- ・法律事務所
弁護士事務所、法律相談所
- ・特許事務所
弁理士事務所、特許出願代理業

○公証人役場、司法書士事務所

○公認会計士事務所、税理士事務所

- ・公認会計士事務所
- ・税理士事務所

- 獣医業
 - 家畜診療所、動物病院
- 土木建築サービス業
 - ・建築設計業
 - 建築設計事務所、建設コンサルタント業
 - ・測量業
 - ・その他の土木建築サービス業
 - 地質調査業
- デザイン・機械設計業
 - ・デザイン業
 - 工業デザイン事務所、インテリアデザイン事務所、商業デザイン事務所、服飾デザイン業
 - ・機械設計業
- 著述・芸術家業
 - 作家業、美術家業、作曲家業、ピアニスト業、演出家業、イラストレーター業
- 写真業
 - 写真館、商業写真業
- その他の専門サービス業
 - ・興信所
 - 信用調査所、私立探偵社
 - ・他に分類されない専門サービス業
 - 社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、翻訳業、通訳業、広告制作業、不動産鑑定業、行政書士事務所、土地家屋調査士業、コピーライター業
- ◆学術・開発研究機関
 - 自然科学研究所
 - 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所
 - 人文・社会科学研究所
 - 東洋文化研究所、社会科学研究所、埋蔵文化財センター
- ◆洗濯・理容・美容・浴場業
 - 洗濯業
 - ・普通洗濯業
 - クリーニング業、洗濯物取次業
 - ・リネンサプライ業
 - 貸おしぼり業、貸おむつ業、貸モップ業
 - 理容業
 - 理髪店、ヘアサロン（理容）
 - 美容業
 - 美容室、ヘアサロン（美容）、ビューティサロン
 - 公衆浴場業
 - 銭湯業
 - 特殊浴場業
 - 温泉浴場業、鉱泉浴場業、サウナぶろ業
 - その他の洗濯・理容・美容・浴場業
 - 洗張・染物業、エステティック業、寝具消毒・乾燥業、コインランドリー業、マニキュア業、衣装着付業
- ◆その他の生活関連サービス業
 - 旅行業
 - 国内旅行業、海外旅行業、旅行業者代理業

- 衣服裁縫修理業
- 物品預り業
 - 手荷物預り業、自転車預り業、コインロッカー業
- 火葬・墓地管理業
- 冠婚葬祭業
 - 結婚式場業、葬儀業、冠婚葬祭互助会
- 他に分類されない生活関連サービス業
 - ・写真現像・焼付業
 - 写真現像・焼付業・DPE取次業
 - ・他に分類されないその他の生活関連サービス業
 - 食品貸加工業（材料個人持ちのもの）、結婚相談業、易占・易者業、私設私書箱業、ドッグビューティサロン、観光案内業、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売りさばき業

◆娯楽業

- 映画館
 - 映画館、映画館賃貸業、ビデオ・シアター
- 興行場（別掲を除く）、興行団
 - 劇場、演芸場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）、サーキット場、劇団、俳優業、芸能プロダクション、テレビタレント業、楽団、舞踊団、サーカス団、プロ野球団、漫才業
- 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - 競輪場、競馬場、自動車、モータボートの競走場、日本自転車振興会、日本中央競馬会（JRA）、日本小型自動車振興会、モータボート競走会
- スポーツ施設提供業
 - ・スポーツ施設提供業（別掲を除く）
 - 陸上競技場、バレーボール場、プール、野球場、乗馬クラブ、アイススケート場、スキー場
 - ・体育館
 - ・ゴルフ場
 - ・ゴルフ練習場
 - ・ボウリング場
 - ・テニス場
 - ・バッティング・テニス練習場
 - バッティングセンター、テニス練習場
- 公園、遊園地
- 遊戯場
 - ・マージャンクラブ
 - ・パチンコホール
 - ・ゲームセンター
 - ・その他の遊戯場
 - ビリヤード場、囲碁・将棋所、射的場
- その他の娯楽業
 - ・カラオケボックス業
 - ・他に分類されない娯楽業
 - ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸ぎ業、プレイガイド、場外馬券売場、海水浴場、釣堀業、ヘルスセンター

◆廃棄物処理業

- 一般廃棄物処理業
 - し尿収集運搬業、し尿処分業、浄化槽清掃業、浄化槽保守点検業、ごみ収集運搬業、ごみ処分業

- 産業廃棄物処理業
 - 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業
- その他の廃棄物処理業
 - 死亡獣畜取扱業、放射性廃棄物処理業
- ◆自動車整備業
 - 自動車整備業
 - 自動車修理業、自動車車体整備業、自動車タイヤ整備業、自動車電装品整備業、自動車清掃業、自動車洗車業
- ◆機械等修理業（別掲を除く）
 - 機械修理業（電気機械器具を除く）
 - 航空機整備業、ミシン修理業、エレベータ修理業、建設機械修理業、鉱山機械修理業
 - 電気機械器具修理業
 - テレビ修理業、変圧器修理業、電力会社修理所
 - 表具業
 - 表具業、表装業、ふすま張業
 - その他の修理業
 - 家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、ピアノ調律・修正業、洋傘修理業、金物修理業、はさみ、包丁研ぎ業、自転車修理業
- ◆物品賃貸業
 - 各種物品賃貸業
 - 総合リース業、各種物品レンタル業
 - 産業用機械器具賃貸業
 - 農業機械器具賃貸業、医療機械器具賃貸業、自動販売機賃貸業、建設機械器具賃貸業
 - 事務用機械器具賃貸業
 - コンピュータ賃貸業、電子式複写機賃貸業
 - 自動車賃貸業
 - レンタカー業、自動車リース業
 - スポーツ・娯楽用品賃貸業
 - スキー用品賃貸業、レンタサイクル業、運動会用具賃貸業、貸馬業、貸ボート業
 - その他の物品賃貸業
 - ・音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
 - レンタルビデオ業、CD賃貸業
 - ・他に分類されない物品賃貸業
 - 映画、演劇用品賃貸業、貸衣装業、貸本屋、貸楽器業、貸布団業、貸植木業
- ◆広告業
 - 広告代理業
 - 広告業、新聞広告代理業
 - その他の広告業
 - 屋外広告業、びらはり業、ダイレクトメール業、サンプル配布業、新聞折込広告業
- ◆その他の事業サービス業
 - 速記・ワープロ入力・複写業
 - 速記業、あて名書業、ワープロ入力請負業、マイクロ写真業、コピーサービス業
 - 商品検査業
 - 肥飼料検査所
 - 計量証明業
 - 一般計量証明業、環境計量証明業、金属・鉱物分析業
 - 建物サービス業

ビルメンテナンス業、ビル清掃業、住宅消毒業、建築物飲料水管理業、電車清掃業、船舶清掃業

○民営職業紹介業

労働者供給業、配せん人紹介所、シルバー人材センター

○警備業

警備保障業、ガードマン業

○他に分類されない事業サービス業

・労働者派遣業

・他に分類されないその他の事業サービス業

ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、看板書き業、集金業、商品展示所、パーティ請負業、レッカー車業、温泉供給業、メーリングサービス業、電気保安協会、包装業、ディーラーヘルプ業

◆政治・経済・文化団体

○経済団体

商工会議所、日本経済団体連合会、全国銀行協会連合会、日本百貨店協会、日本医師会、弁護士会

○労働団体

労働組合、職員組合

○学術・文化団体

日本学術振興会、日本医学会、日本芸術院、国際文化協会

○政治団体

政治団体

○他に分類されない非営利的団体

同好会、育英会、ボーイスカウト日本連盟、全国シルバー人材センター事業協会、交通安全協会、町内会事務所

◆宗教

○神道系宗教

神社、神道教会、教派事務所

○仏教系宗教

寺院、仏教教会、宗派事務所

○キリスト教系宗教

キリスト教教会、修道院、教団事務所

○その他の宗教

その他の宗教の教会、その他の宗教の教団事務所

◆その他のサービス業

○集会場

県民会館、文化会館、公会堂

○と畜場

と殺業、と畜請負業

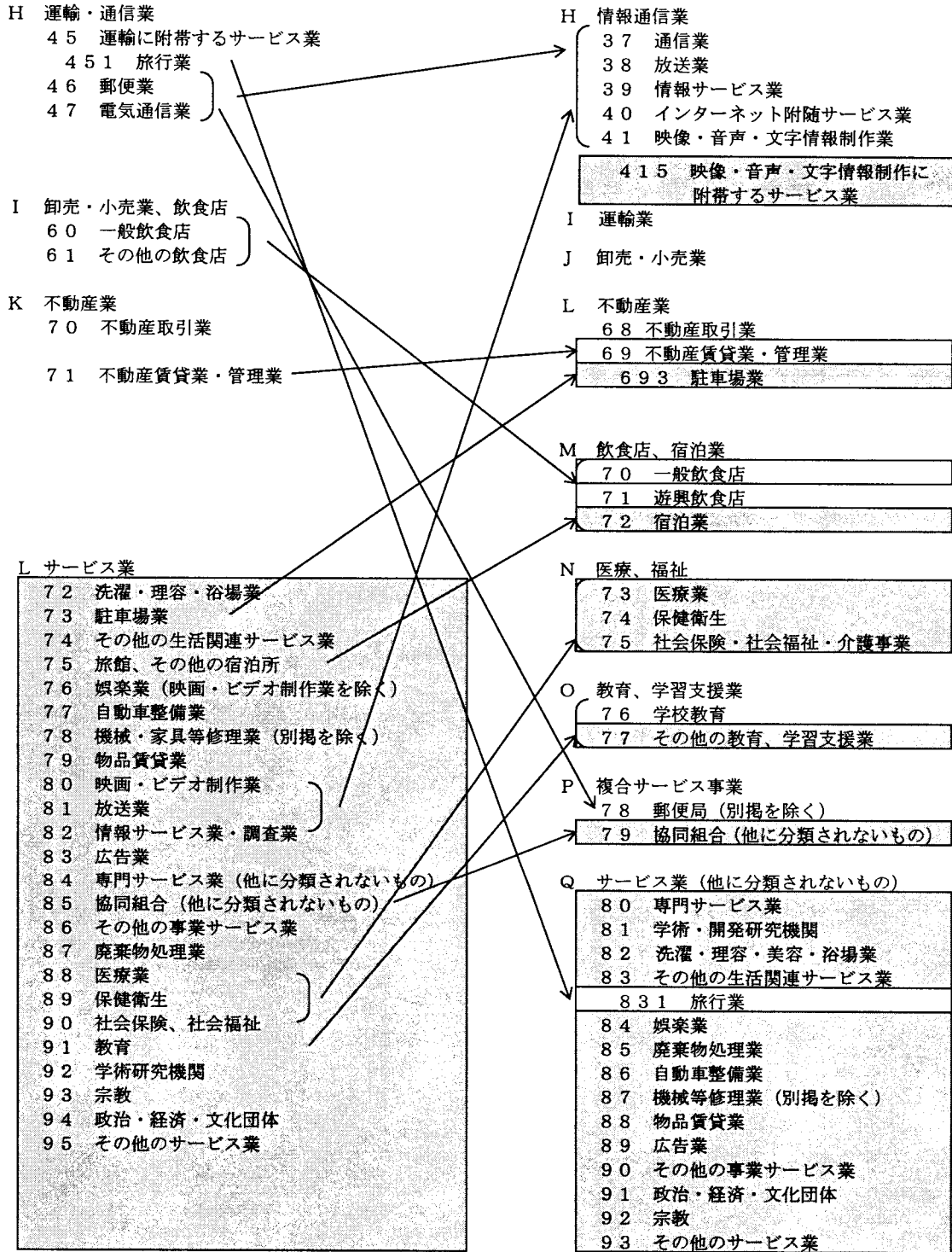
○他に分類されないサービス業

地方卸売市場、木材くん蒸業（輸入財に行うもの）

【サービス業基本調査の調査対象産業について】

（日本標準産業分類（平成5年改訂）平成11年調査
（以下「旧分類」という。）

（日本標準産業分類（平成14年改訂）平成16年調査
（以下「新分類」という。）





指定統計第2号 事業所・企業統計
 指定統計第23号 商業統計
 指定統計第117号 サービス業基本統計

平成16年 事業所・企業統計調査 調査票

商業統計調査票

サービス業基本調査

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんから、ありのままを記入してください。
 別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、記入してください。

平成16年6月1日
 総務省・経済産業省

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*

調査票の内容について 照会する場合がありますので 記入をお願いします

記入者の氏名(本票について回答できる人) 電話番号

局 番
(内線)

A欄 すべての事業所が記入してください

事業所の名称などがあらかじめ印刷されている場合は、確認して、変更などがあれば必ず訂正してください。

1 事業所の名称及び電話番号 ・正式名称を記入してください ・屋号などの通称名がある場合は()内に記入してください	フリガナ		電話番号(代表)								
	正式名称 (通称名)		() 局 番								
2 事業所の所在地 ・市区町村名 町丁・字・番地・号を記入してください ・ビルなどに所在している場合はビル名や階も記入してください	〒 []-[]		ビル 階 構内								
3 経営組織	1 個人経営	2 株式会社	3 有限会社	4 合名会社 合資会社	5 相互会社	6 外国の会社 (外国に本社・本店のある事業所)	7 会社以外の法人 (財団・社団法人 学校・宗教・医療法人 特殊法人 協同組合 信用金庫等)	8 法人でない団体 (法人格を持たない後援会等 事務所 協議会等)			
4 本所・支所の別	1 単独事業所 (他の場所に本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所)		2 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ちそれらを統括する事業所)		3 支所・支社・支店 (他の場所にある本所・本社・本店の統括を受けている事業所)						
5 事業所の開設時期 ・現在の場所で事業を始めた時期を記入してください	1 昭和29年以前	2 昭和30~39年	3 昭和40~49年	4 昭和50~59年	5 昭和60~平成6年	6 平成7~11年	7 平成12年	8 平成13年	9 平成14年	10 平成15年	11 平成16年
6 事業所の従業者数 ・個人業主の家族が賃金や給料を受け取っている場合は常用雇員となります ・有給役員とは 個人経営以外の場合で 役員報酬を得ている人をいいます ・常用雇員とは 期間を定めず若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は今年の4月と5月にそれぞれ18日以上雇用している人をいいます	① 個人業主 (個人経営の事業主)	② 無給の家族従業者	③ 有給役員	常用雇員		⑥ 臨時雇員 (常用雇員以外の雇員)	総数 (①~⑥の合計)	総数(①~⑥の合計)のうち派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人	総数(①~⑥の合計)のほかに派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人		
				④ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)						
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
7 事業所の事業の種類 ・「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください ・2種類以上の事業を行っている場合は 主な事業について 記入してください ・主な事業は 過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください	(1) この事業所で行っている主な事業の内容を記入してください		市区町村記入欄		(2) (1)の主な事業について その生産品 取扱商品又は営業種目を 収入額又は販売額の多い順に 記入してください 《卸売業又は小売業の場合は この欄ではなく 第2面のB欄に記入してください》						
					① ② ③						

次の「8 会社について」は「3 経営組織」が2,3,4,5いずれかで「4 本所・支所の別」が1又は2の事業所のみが 記入してください

8 会社について	「4 本所・支所の別」が1又は2の事業所が記入してください	「4 本所・支所の別」が2の事業所のみが記入してください	市区町村記入欄
	(1) 資本金額(又は出資金 基金の額) 兆 千億百億十億 億 千万百万十万万円	(2) 会社全体の常用雇員数	(3) 会社全体の主な事業の種類
		人	

調査員記入欄

B欄 主に卸売・小売業を営んでいる事業所が記入してください

<p>9 年間商品販売額等 (消費税額を含む)</p> <p>(1) 年間商品販売額</p> <p>平成15年4月～平成16年3月までの1年間 (この期間で記入困難な場合は 最寄りの決算日前1年間) の販売額を卸売部門と小売部門に区別して記入してください</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売部門</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小売部門</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の収入額</p> <p>平成15年4月～平成16年3月までの1年間 (この期間で記入困難な場合は 最寄りの決算日前1年間) について記入してください</p> <p>・ 利子・配当などの事業外収入や財産売却収入などは除きます</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	卸売部門											小売部門											千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円									<p>備考欄</p> <p>・ 品目名と分類番号は 別冊の商品分類表によって記入してください ・ 販売額割合は 左欄の卸売 小売部門販売額の多い方を100とし整数で記入してください (①②③の合計が100%にならなくても結構です)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>商品分類表の品目名</th> <th>分類番号</th> <th>販売額割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小売</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部門別販売額の多い方について</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売額の多い順に記入してください</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 売場面積 (小売業のみ)</p> <p>(1) 売場面積</p> <p>・ 単位は平方メートルで記入してください (1坪=3.3m²換算)</p> <p>・ 小数点以下は四捨五入してください</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>十万</th> <th>万</th> <th>千</th> <th>百</th> <th>十</th> <th>一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平方メートル</p> <p>(2) セルフサービス方式の採用の有無</p> <p>1 採用している 2 採用していない</p> <p>(3) 営業時間等</p> <p>「1 開店時刻及び閉店時刻」を○で囲んだ場合は 24時間制で記入してください</p> <p>1 開店時刻及び閉店時刻 2 終日営業 (24時間営業)</p> <p style="margin-left: 20px;"> (開店時刻) (閉店時刻) </p> <p style="margin-left: 40px;"> └───┘ 時 分 ───┴─── 時 分 </p>		商品分類表の品目名	分類番号	販売額割合(%)	卸売				小売				部門別販売額の多い方について				販売額の多い順に記入してください								十万	万	千	百	十	一						
区分	兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																																																												
卸売部門																																																																																						
小売部門																																																																																						
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																																																															
	商品分類表の品目名	分類番号	販売額割合(%)																																																																																			
卸売																																																																																						
小売																																																																																						
部門別販売額の多い方について																																																																																						
販売額の多い順に記入してください																																																																																						
十万	万	千	百	十	一																																																																																	

C欄 主にサービス業を営んでいる事業所が記入してください

◎ 金額に関する欄(「12」～「14」欄)は 平成15年4月～平成16年3月までの1年間について記入してください

・ この期間で記入困難な場合は 最寄りの決算日前1年間について記入してください

・ 事業所を開設してから1年に満たない場合は 開設時から本年5月までの期間について記入してください

その場合 それが何か月分に当たるのかを右の欄に記入してください

か月分

<p>11 開設形態</p> <p>・ この場所で現在の事業を始めた時の開設形態を記入してください</p> <p>・ 「創業・創設」には 対等合併した場合も含まれます</p>	<table style="width:100%; font-size: small;"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>事業所の移転</td> <td>他の企業・団体からの分離・独立</td> <td>支所・支社・支店として開設</td> <td>他の事業からの転換</td> <td>創業・創設</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	事業所の移転	他の企業・団体からの分離・独立	支所・支社・支店として開設	他の事業からの転換	創業・創設																																			
1	2	3	4	5																																										
事業所の移転	他の企業・団体からの分離・独立	支所・支社・支店として開設	他の事業からの転換	創業・創設																																										
<p>12 収入額 (消費税額を含む)</p> <p>(1) 収入額 (年間)</p> <p>・ 利子・配当などの事業外収入や財産売却収入などは除きます</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の内容別収入額の割合 (年間)</p> <p>・ 事業の内容を収入額の多い順に記入してください</p> <p>・ 収入額割合は 整数で記入してください</p> <p>(① ② ③の合計が100%にならなくても結構です)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の内容</th> <th>収入額割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: x-small;">収入額の多い順に記入してください</td> <td>① 右欄には 第1面7欄(1)の「主な事業の内容」の収入額割合を記入してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円										事業の内容		収入額割合(%)	収入額の多い順に記入してください	① 右欄には 第1面7欄(1)の「主な事業の内容」の収入額割合を記入してください		②		③		<p>(3) 相手先別収入額の割合 (年間)</p> <p>・ (2)の①について 収入を得た相手先を次の区分に分け 収入額割合の合計が100%になるよう 整数で記入してください</p> <p>・ 「② 民間」の中には 国・地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局 交通局 病院 学校 社会福祉施設など)を含みます</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入を得た相手先</th> <th>収入額割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>個人(一般消費者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の企業・団体</td> <td>② 民間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 官公庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>同一企業・団体内<small>(本社・支社間の取引など)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～④の合計</td> <td>1 0 0</td> </tr> </tbody> </table>	収入を得た相手先		収入額割合(%)	①	個人(一般消費者)		他の企業・団体	② 民間		③ 官公庁		④	同一企業・団体内 <small>(本社・支社間の取引など)</small>		①～④の合計		1 0 0
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																						
事業の内容		収入額割合(%)																																												
収入額の多い順に記入してください	① 右欄には 第1面7欄(1)の「主な事業の内容」の収入額割合を記入してください																																													
	②																																													
	③																																													
収入を得た相手先		収入額割合(%)																																												
①	個人(一般消費者)																																													
他の企業・団体	② 民間																																													
	③ 官公庁																																													
④	同一企業・団体内 <small>(本社・支社間の取引など)</small>																																													
①～④の合計		1 0 0																																												
<p>13 経費総額 (年間)</p> <p>・ 仕入高や事業に要した年間の経費の合計額(給与支給総額を含む)を記入してください</p> <p>・ 営業外費用や特別損失は含めません</p> <p>うち給与支給総額 (年間)</p> <p>・ 役員・雇用者に支払った税金(所得税 社会保険料など)の給与額を記入してください</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																					
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																						
<p>14 設備投資額 (年間) (土地を除く)</p> <p>・ 耐用年数1年以上で取得価額10万円以上の有形固定資産について記入してください</p> <p>・ 記入対象期間内に設備投資をしなかった場合は 「0」万円と記入してください</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																					
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																						

各種統計調査にご協力をお願いします。

**平成16年 サービス業基本調査
石川県のサービス業**

平成18年3月発行

編集・発行 石川県県民文化局県民交流課
統計情報室

〒920-8580金沢市鞍月1-1

TEL (076)225-1342

アドレス <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>